

こんなことがあったら

消費税の転嫁拒否にあってはいるかもしれません！

減額
買いたたき



取引先から消費税分を支払ってもらえない。

支払いの際に、消費税分を差し引かれて支払われた。

以前と同様の取引にも関わらず、消費税率引上げを理由に、
税込価格を下げられた。あるいは、据え置かれた。

商品購入
役務利用
または
利益提供
の要請



取引先から、指定された商品を購入しなければ、
消費税を上乗せしないと言われた。

消費税率引上げの際に、取引先の店舗の
値札貼り替えを要請された。

本体価格
(税抜価格)
での
交渉の拒否



取引先が指定する見積書等の様式が
税込価格しか記載できないようになっている。

税抜価格と消費税額を分けて記載した見積書等を
提出したところ、取引先から拒否された。

**WEBでも
情報の申告ができます!**

アクセスはこちらから
[https://www.shinkoku.
go.jp/shinkoku/](https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/)



QRコードを
読み取ると簡単に
アクセスできます

または
申告情報受付窓口 



秘密は絶対に守ります！

**全国で相談を受付ています!
お気軽にお電話ください!**

担当部署	電話番号
中小企業庁 消費税転嫁対策室	03-3501-1502 03-3501-1503
北海道経済産業局 消費税転嫁対策室	011-728-4361
東北経済産業局 消費税転嫁対策室	022-217-0411
関東経済産業局 消費税転嫁対策室	048-783-3570 048-600-0288
中部経済産業局 消費税転嫁対策室	052-589-0170
近畿経済産業局 消費税転嫁対策室	06-6966-6038
中国経済産業局 消費税転嫁対策室	082-205-5337
四国経済産業局 消費税転嫁対策室	087-811-8564 087-811-8529
九州経済産業局 消費税転嫁対策室	092-482-5590
沖縄総合事務局 経済産業部 消費税転嫁対策室	098-866-0035



消費税 の 転嫁
でお困りの方

取引先から消費税が
支払われない…



税率アップ後も
税込単価が変わらない…

中小企業庁 や 
最寄りの**経済産業局**に
ご相談ください！

転嫁Gメンがあなたの相談に応じます！
秘密は絶対に守ります！



3%引上げ分の消費税、取引先より支払われてますか？

各 位

2015年12月

経済産業省 関東経済産業局 消費税転嫁対策室

事業者の方々が、消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税の円滑かつ適正な転嫁対策に政府全体で取り組んでいるところです。経済産業省では公正取引委員会と合同で大規模な書面調査を実施するなど事業者の方々からの相談を受け付けており、法に基づく調査・指導を行うなど転嫁拒否行為の監視・取締りを実施しています。

この度、事業者団体等のご協力のもと、昨年4月の税率引上げ後に、取引先事業者から、転嫁拒否をはじめとした消費税に係わる不利益を受けていないか、広く調査をさせていただくこととなりました。

ご回答いただいた情報については、通報者保護のための情報管理に万全を期しておりますので、安心してご協力ください。

「消費税転嫁対策特別措置法」(特措法)とは

2014年4月の消費税率引上げにあたり、※事業者間の取引において消費税の転嫁(消費税を上乗せすること)分の支払を拒否する等の転嫁を阻害する行為を禁止し、円滑かつ適正な価格転嫁を促すための法律で、2013年10月に施行されました。

※事業者間の取引・・・特定供給事業者（売手・代金受取側の個人事業者も含む中小事業者等）と特定事業者（買手・支払側の法人事業者）間の取引をいいます。相手方が個人の取引や個人間の取引は対象となりません。

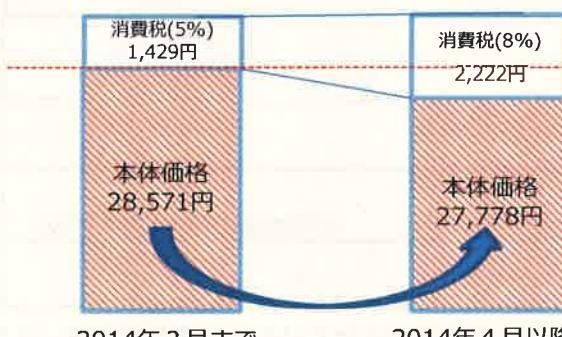
■具体的な違反事例

事例1) 税込価格で契約している取引先に対し、消費税率の引上げ前の税込価格と同額を支払った事例

【違反行為の例】

アニメーションの製作事業者（買手）は、アニメーションの原画、動画等の制作業務を委託している個人事業者（売手）に対し、消費税率の引上げ後の原画作成料（税込）について、消費税率の引上げ分を上乗せせず、消費税率の引上げ前の原画作成料（税込）と同額を支払った。

税込み価格が総額30,000円で変わらない場合



本体価格が**793円引き下げ**られている。

税率改定後、適正に消費税が転嫁された場合



本体価格は同じ、消費税引上げ分が支払われ、**総額は30,857円**になる。

事例2) 消費税の免税事業者に対し、消費税率の引上げ前の対価と同額を支払った事例

【違反行為の概要】

スポーツクラブの運営業者（買手）は、施設の利用者に対するスポーツ指導を委託している事業者のうち、個人事業者等の消費税の免税事業者（売手）に対し、消費税率の引上げ後も、消費税率の引上げ分を上乗せせず、消費税率の引上げ前の対価と同額を支払った。

ここがポイント!

個人事業者や免税事業者も特定供給事業者として、特措法の対象となります。

「消費税転嫁対策特別措置法」の詳細はインターネットで！

消費税についてわかりやすく解説したパンフレット「消費税の手引き」がご覧いただけます。

(<http://www.zei-tenka.jp/download.html>) または、「中小企業庁 消費税の手引き」で検索

*その他参考となるサイトのご案内

「消費税の転嫁拒否行為に関する主な違反事例」で検索すると公正取引委員会のサイトで同名のパンフレットがPDFで閲覧できます。

(<http://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.files/ihanjireipamphlet.pdf>)



次ページの質問にご回答いただき、問題があると思われる場合は、関東経済産業局 消費税転嫁対策室までご連絡ください。

【回答用紙】

設問1～3にご回答願います。

設問1 委託代金等の税込価格が税率引上げ前(5%)と引上げ後(8%)で同額のままになつていませんか?

ア. 同額のままである イ. 8%になった ウ. その他

設問2 取引先事業者から、免税事業者または個人事業者であるという理由により、消費税分が支払われないことはありませんか?

ア. 支払われない イ. 支払われている

設問3 消費税に関して取引先事業者と問題のある取引はありませんか?

ア. ある イ. ない



問題のある場合は下記にご記入願います。

取 引 先 事 業 者	事業者の名称	(フリガナ)
	(株)や(有)等を含めて記入願います。	
	所在地	
	電話番号	
	部署名・担当者氏名	
問題のある取引内容		
ご 回 答 者 様	お名前	(フリガナ)
	住所	
	連絡先電話番号	日中ご連絡の取れる番号をご記入ください。
メールアドレス		

*各項目は可能な範囲で、出来るだけご記入ください。確認のために連絡させていただく場合もございます。

項目は以上です。ご協力ありがとうございました。

■ご回答期限：平成28年3月31日(木)

切り取り

〈回答用紙のご返送方法〉 *下記いずれか1つお選び下さい。お電話でも受け付けております。

1) 郵送の場合

〒331-0813 埼玉県さいたま市北区植竹町1-155-1
経済産業省 関東経済産業局 消費税転嫁対策室
(恐れ入りますが、封筒及び切手代ご負担願います。)

2) FAXの場合

FAX番号 048-665-2615

お問い合わせ先 TEL 048-783-3570 (平日9:00～17:45)

*被害に遭っている、懸念がある、質問等、直接、ご相談を受け付けております。

消費税転嫁拒否行為にお困りの方は、中小企業庁のホームページからも申告出来ます。

「申告情報受付窓口」 (<https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>)